

社会福祉法人大和久福社会評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大和久福社会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等は、非常勤とし、次の通り報酬等を支給する。

（1）理事長及び常務理事については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。

（2）前号に掲げる他の役員等については、報酬、費用弁償及び退職慰労金を支給する。

2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（役員等の報酬等の算定方法）

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬等については、別表第1に定める額

（2）賞与については、別表第2に定める額

（3）費用弁償については、別表第3に定める額

（4）退職慰労金については、別表第4に定める額

（旅費の支給）

第4条 役員等が職務のため、旅行したときは、当法人旅費規程の例によりその都度旅費を支給する。

（費用弁償）

第5条 役員等が理事長又は理事などの招集で理事会、評議員会、監事監査等に出席したときは、費用弁償を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員等に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の報酬等の区分に応じて定める時期とす

る。

- 2 理事長及び常務理事に対する報酬及び賞与の支給は、当法人職員賃金規程の例により支給する。
- 3 前項に掲げる他の役員等に対する報酬は、年度末の評議員会又は理事会の際に支給する。
- 4 役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度支給する。ただし、理事長及び常務理事には支給しないものとする。
- 5 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、その金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。ただし、いかなる場合でも報酬を重複して支給することはできない。

- 2 報酬の額が年額で定められている役員等が月若しくは年の中途から就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、月数及びその月の現日数を基礎として月割及び日割りによって計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、社会福祉法人大和久福社会理事、監事、評議員に関する諸規程は廃止する。

平成30年3月23日一部改正、平成30年4月1日施行。

別表第1（役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
評議員	年 額 10,000円
理事長	月 額 150,000円
常務理事	日 額 10,000円
理事	年 額 10,000円
監事	年 額 10,000円

別表第2（理事長及び常務理事の賞与）

役職名	6月の賞与	12月の賞与
理事長	報酬月額×正職員の支給率×基準率	報酬月額×正職員の支給率×基準率
常務理事	平均報酬月額×正職員の支給率×基準率	平均報酬月額×正職員の支給率×基準率

1. 基準率は、基準日（毎年6月1日及び12月1日とする。）以前6月以内の在任期間に応じ、次の区分に定める割合を乗じて得た率とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

別表第3（役員等の費用弁償）

自動車等交通用具を使用したとき	費 用 弁 償
片道5Km未満	2,100円
片道5Km以上10Km未満	4,200円
片道10Km以上	7,100円

別表第4（役員等の退職慰労金）

役 職 名	退 職 慰 労 金
理事長	報酬月額×在任年数
常務理事	理事長報酬月額×3分の2×在任年数
評議員	20,000円×在任年数
理事	40,000円×在任年数
監事	40,000円×在任年数

1. 在任年数は、1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。